主な指摘事項について

障害児通所支援

(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問・居宅訪問型児童発達支援)

令和6年度越谷市障害福祉サービス集団指導 福祉部福祉総務課

内容

1. 実地指導の主な指摘事項

昨年度の実地指導において検出された指摘事項の例 ※居宅訪問型児童発達支援については指摘事項はございません。

2.報酬改定のポイント

指導監査の視点から特に注意していただきたい令和6年度報酬改定事項 ※詳細は厚生労働省のHPを参照してください。また、本資料では、新設及び見 直しされた減算事項のみ紹介いたします。

内容

1. 実地指導の主な指摘事項

昨年度の実地指導において検出された指摘事項の例 ※居宅訪問型児童発達支援については指摘事項はございません。

2.報酬改定のポイント

指導監査の視点から特に注意していただきたい令和6年度報酬改定事項 ※詳細は厚生労働省のHPを参照してください。また、本資料では、新設及び見 直しされた減算事項のみ紹介いたします。

業務継続計画の策定等

【指導内容】

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、 及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定してください。
- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施して ください。

【補足説明】

令和6年4月1日から義務化(経過措置期間終了)

【参考:業務継続計画未策定減算 ※今年度より新設】

感染症又は非常災害の<u>いずれか又は両方の業務継続計画が未策定</u>及び当該業務継続計画に従い 必要な措置を講じていない場合、基本報酬を減算します。

※令和7年3月31日までの間は、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算は適用されません。ただし、<u>保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援</u>については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間は、減算は適用されません。

「令和6年度障害福祉サービス等酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要」

令和6年度報酬改定

⑧業務継続計画未策定減算【新設】〔全サービス〕※児者共通

O 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。 その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

単位数 (新旧)

【現行】 なし



【改定後】

業務継続計画未策定減算【新設】

以下の基準に適応していない場合、所定単位数を減算する。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時 の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。ただし、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

(減算単位) 所定単位数の3%を減算(対象サービス:障害児入所施設)

所定単位数の1%を減算(対象サービス:児童発達支援、放課後等デイサービス、

居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援)

ポイント

- 本減算は、運営基準で求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、基本報酬を減算するもの
- 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は所定のものとする
- 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、令和7年3月31日までの間は減算は適用されない。また、児童発達支援 、放課後等デイサービス、障害児入所施設については、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の両 方の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間は減算は適用されない

【参照法令等】

報酬告示(通所):別表第1の1の注6(児発)、別表第3の1の注6の3(放デイ)、別表第4の1の注7(居宅訪問型児発)、

別表第5の1の注5の2 (保育所等訪問)等

報酬告示(入所):別表第1の1の注3の3(福祉型)、別表第2の1の注3の3(医療型)

安全対策等①

【安全計画についての指導内容】

- 施設における安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定してください。
- 従業員に対し、安全計画について周知するとともに安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施してください。
- 利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取 組の内容等について周知してください。

【補足説明】

令和6年4月1日から義務化(経過措置期間終了)

【参考:通所自立支援加算(放デイのみ)、入浴支援加算(児発・放デイのみ) ※今年度より新設】 通所自立支援加算、入浴支援加算を算定する場合は、それぞれ以下の内容を含めた安全計画を作成等する必要があります。

通所自立支援加算・・・<u>通所に係る支援の安全確保のための取組に関する事項</u>を計画に位置付け、 職員に周知を図るとともに、研修等を行う

入浴支援加算・・・<u>入浴支援の安全確保のための取組その他の必要な事項</u>を計画に位置付け、従業 者への周知徹底と当該計画に基づく取組を行う

「令和6年度障害福祉サービス等酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要」

令和6年度報酬改定

①通所自立支援加算【新設】〔放課後等デイサービス〕

○ こどもの自立に向けた支援を促進する観点から、こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合の評価を行う。

単位数 (新旧)

【現行】



【改定後】

通所自立支援加算 60単位/回(算定開始から3月を限度)

※ 学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

ポイント

○ 本加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、障害児に対して、学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合に算定するもの 【主な要件】

- ・児童が公共交通機関等又は徒歩により放課後等デイサービスに通う際に、放課後等デイサービスの従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等(※)を習得するための助言・援助等の支援を行うこと (※)移動経路、公共交通機関の利用方法、乗車中のマナー、緊急時の対応方法等
- ・あらかじめ児童及び保護者の意向を確認し、保護者の同意を得た上で、支援の実施及び個別に配慮すべき事項その他の支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、個別支援計画に位置付けること
- ・児童の安全な通所のために必要な体制を確保した上で支援を行うこと 児童一人につき職員一人が個別的に支援を行うことを基本とするが、児童の状態に応じて安全かつ円滑な支援が確保される場合には、職員一人が 児童二人に支援を行うことも可能とする
- ・通所に係る支援の安全確保のための取組に関する事項について、安全計画に位置付け、職員に周知を図るとともに、研修等を行うこと
- ・加算対象児ごとの支援記録を作成すること
- 重症心身障害児は対象とならない。また、同一敷地内の移動や、極めて近距離の移動などは対象とならない
- 〇 算定開始から3月(90日)の間に行った通所に係る支援に限り、算定が可能。進学・進級、転居等の環境の変化により、改めて自立した通所に つなげるために支援が必要と判断される場合には、改めて算定することが可能

【参照法令等】

報酬告示:第3の7の4(放デイ) 基準告示(270)8の4の6

「令和6年度障害福祉サービス等酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要

令和6年度報酬改定

③入浴支援加算【新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合の評価 を行う。

単位数 (新旧)

【現行】 なし



【改定後】

入浴支援加算【新設】 55単位/回(月8回を限度)

(放課後等デイサービス 70単位/回(月8回を限度))

※ 医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

ポイント

要・市町村による児の判定(医ケア児・重症児) / 要・都道府県への基準適合の届出

本加算は、こどもの発達や日常生活の支援及び家族支援の観点から、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して発達支援とあわせて入浴支援を行っ た場合に算定するもの

【対象となる児】医療的ケア児、重症心身障害児

【主な要件】

- ・安全に入浴させるために必要となる浴室・浴槽・衛生上必要な設備を備え、衛生的な管理を行っていること
- ・障害特性、身体の状況等も十分に踏まえた安全に入浴させるために必要な体制を確保していること。具体的には以下の取組を行うこと
- ①個々の対象児について、その特性等を踏まえた入浴方法や支援の体制・手順などを書面で整理し、支援にあたる従業者に周知すること
- ②入浴機器について、入浴支援を行う日及び定期的に安全性及び衛生面の観点から点検を行うこと
- ③入浴支援にあたる全従業者に対して、定期的に入浴支援の手法や入浴機器の使用方法、突発事故が発生した場合の対応等について研修や訓練等 を宝施すること
- ・入浴支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画に位置付け、従業者への周知徹底と当該計画に基づく取組を行うこと
- ・事則に対象児の障害特性、教庭における人冷の状况その他の必要な情報を批撰し、これりを踏まえ(個別文援計画に位直付けた上で文援を実施する) こと
- ・安全な入浴のために必要な体制を確保した上で、障害特性や発達段階に応じた適切な方法で支援を実施すること
- 浴槽を使用した部分浴の場合は算定可。清拭のみの場合は算定不可。シャワー浴は洗身を行う場合には算定可(単にシャワーを浴びせるだけの場合) は算定不可)

【参照法令等】

報酬告示:別表第1の9の2(児発)、別表第3の7の2(放デイ) 施設基準告示(269):4の2(児発)、10の2(放デイ) 基準告示(270):1の12(児発)、8の4の4(放デイ)

安全対策等②

【送迎車の安全装置についての指導内容】

利用者の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する時は、当該自動車にブザーその他の車内の利用者の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車時における利用者の所在確認を行ってください。

【補足説明】

所在確認については、令和5年4月1日から義務化している。

安全装置の設置については、令和6年4月1日から義務化(経過措置期間終了)

【留意事項】

座席が3列以上ある自動車に原則としてブザー等の設置が必要です。

(参考)

越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 (自動車を運行する場合の所在の確認 第40条の3第2項)

指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(<u>運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。</u>)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

衛生管理等

【感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止についての指導内容】

- 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催 するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ってください。
- 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備してください。
- 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施してください。

【補足説明】

令和6年4月1日から義務化(経過措置期間終了)

勤務体制の確保等

【ハラスメント防止についての指導内容】

・ハラスメント防止について、方針等の明確化及びその周知・啓発、相談に適切に対応するために必要な体制の整備などの措置を講じてください。

【留意事項】

事業者が講ずべき内容で特に留意していただきたいことは、

- ①職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化 し、従業者へ周知・啓発すること
- ②相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること

事業者が講じることが望ましい取組の例とは、

- ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制整備
- ②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)
- ③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)

定員の遵守①※保育所等訪問支援は除く

【指導内容】

・利用定員について、定員を超えている日がありました。つきましては、利用定員を超えてサービスの提供を行わないでください。

【補足説明】

原則として、事業所で定めている利用定員を超えた障害児の受入は禁止されていますが、利用定員を超えた障害児の受入について、適正なサービスの提供が確保(※)されていることを前提に、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合に限り、受入を可能としています。ただし、「1日当たりの障害児の数」及び「過去3月間の障害児の数」に上限(次ページ参照)があります。※実際の利用人数に応じた人員基準や設備基準を満たしていること。ただし、災害の直後に必要な児童指導員等の確保ができない場合等合理的な理由が認められる場合は、利用定員に応じた人員基準のまま定員超過することもやむを得ません。例)利用定員10人の場合で12人利用するときの人員配置

- ・児童指導員又は保育士を3人配置が必須。ただし災害の直後等の合理的な理由がある場合は、2人配置も可。
- ・3人配置されていない場合は人員欠如減算に該当。ただし災害の直後等の合理的な理由がある場合は減算不要。 (出典:「障害福祉サービス等報酬(障害児支援)に関するQ&Aについて」(令和6年5月17日))

定員の遵守②※保育所等訪問支援は除く

【1日当たりの障害児の数について】

①利用定員50人以下の場合

1日の障害児の数が、利用定員に100分の150を乗じて得た数以下となっていること。

例)利用定員10人の場合

·10人×1.5 =15人以下まで

②利用定員51人以上の場合

1日の障害児の数が、利用定員に当該入所定員から50を差し引いた数に、100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。

例)利用定員54人の場合

- ·54人-50=4人
- ·4人×0.25=1人
- $\cdot 1$ 人+25=26人
- ・54人+26人=80人以下まで

【過去3月間の障害児の数について】

直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100分の125を乗じて得た数以 下となっていること。

例)利用定員30人、1月間の開所日数が22日の場合

- ·30人×22日×3月間=1980人
- ・1980人×1.25=2475人以下まで

契約支給量の報告等

【指導内容】

サービスの利用に係る契約内容の報告をしていませんでした。 つきましては、 保護者との契約を締結・変更・終了したときは、受給者証記載事項その他必要な 事項を支給決定市町村に遅滞なく報告してください。

【補足説明】

- ・越谷市においては、子ども福祉課へ報告をお願いします。
- ・報告書については、越谷市HPに掲載(以下参照)されていますのでご確認ください。

トップページ⇒福祉・健康⇒障がい者支援⇒事業者等向けの情報⇒障害福祉サービス事業所等の指定⇒報酬の請求⇒契約内容報告について※ページ番号は「8520」です。

欠席時対応加算

【指導内容】

• 欠席時対応加算(I)について、欠席した障がい児の状況、相談援助の内容等の記録が不十分でしたので、具体的に記録してください。

【留意事項】

利用者の状況や相談援助の記録を具体的に残してください。欠席連絡を受け、休んだ理由のみの記録では加算を算定できません。

福祉·介護職員等特定処遇改善加算

【指導内容】

福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、賃金以外の処遇改善に関する 具体的な取組内容を障害福祉サービスの情報公表制度等を活用し、公表してく ださい。

【補足説明】

令和6年6月より「福祉・介護職員等処遇改善加算」へ一本化されます。

「令和6年度障害福祉サービス等酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要」

令和6年度報酬改定

①福祉・介護職員等処遇改善加算【見直し・新設】〔障害児通所支援・訪問支援・入所施設〕※児者共通

- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化するとともに、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、加算率を引き上げる(経過措置区分として、令和6年度末まで現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを行う)
- 新加算においては、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一する(福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員 に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める)
- 月額賃金の改善に関する要件を見直し、新加算IVの加算額の1/2以上を月額賃金に充てることとする
- 令和7年度に、職場環境等要件の見直しを行う 福祉・介護職員以外の職員の処遇改善にもつながるよう、基本報酬を見直す

単 位 数

【改定後】<mark>福祉・介護職員等処遇改善加算【見直し・新設】</mark> 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる 児童発達支援 加算 I:13.1% II:12.8% II:11.8% IV:9.6% 福祉型障害児入所 加算 I:21.1% II:20.7% II:16.8% IV:14.1% 放課後等デイサービス 加算 I:13.4% II:13.1% II:12.1% IV:9.8% 医療型障害児入所 加算 I:19.1% II:18.7% II:14.8% IV:12.7% 居宅訪問型児童発達支援 加算 I:12.9% II: II:11.8% IV:9.6% 保育所等訪問支援 加算 I:12.9% II: II:11.8% IV:9.6% (※旧医療型 III) II:17.6% II:17.3% II:16.3% IV:12.9%)

ポイント

- 新加算 (I ~ IV) は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一(福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める)
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算IVの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。なお、それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める
- 新加算は令和6年6月から施行(令和6年2月から5月までについては令和5年度補正予算事業により対応)。また、令和6年度末までの経過措置として、 現行3加算の加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを受けることができるよう、新加算V(1)~V(14)を新設

	加算率 (※) 既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字			要件は黒字、新規・修正する要件は赤字	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
	10000	新加算(福祉	1	新加算(II)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(生活介護の場合、介護福祉士25%以上等)	a. 処遇改飾加算(1) [8.1%] b. 特定処遇加算(1) [1.3%] c. ベースアップ等支援加算 [2.0%]	事業所内の経験・ 技能のある職員を 充実
	[12.8%]	介護職	п	新加算 (皿) に加え、以下の要件を満たすこと。 - 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 - 職場環境の更なる改善、見える化 [最直し] (令和7年度) - グループでとの配分ルール (撤廃)	a. 処遇改額加算(I) (8:1%) b. 特定処遇加算(II) (1:0%) c. ベースアップ等支援加算 (2:0%)	総合的な職場環境 改善による職員の 定着促進
	[11.8%]	員等処遇改	ш	新加算(IV)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(1) 【8.1%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.0%】	資格や経験に応じ た昇給の仕組みの 整備
(※)加算率等は 児童発達支援の例	[9.6%]	改善加算)	IV	 新加算(N)の1/2以上を月額賃金で配分 職場環境の改善(職場環境等要件) [見直し](令和7年度) 賃金体系等の整備及び研修の実施等 	a. 処遇改調加算(II) 【5.9%) b. ベースアップ等支援加算 【2.0%】	福祉・介護職員の 基本的な待遇改 篤、ベースアップ 等

【参照法令等】報酬告示(通所): 別表第1の13(児発)、別表第3の11(放デイ)、別表第4の4(居宅)、別表第5の3(保育所等訪問)等 報酬告示(入所): 別表第1の10(福祉型)、別表第2の6(医療型) 基準告示(270): 2(児発) 9(放デイ)10の3(居宅)11(保育所等訪問)16(福祉型)18(医療型)

内容

1. 実地指導の主な指摘事項

昨年度の実地指導において検出された指摘事項の例 ※居宅訪問型児童発達支援については指摘事項はございません。

2.報酬改定のポイント

指導監査の視点から特に注意していただきたい令和6年度報酬改定事項 ※詳細は厚生労働省のHPを参照してください。また、本資料では、新設及び見 直しされた減算事項のみ紹介いたします。

支援プログラム未公表減算

【対象】

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

【ポイント】

心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成し、インターネットの利用その他の方法により<u>公表</u>をしなければいけません。

【留意事項】

- ・1年の経過措置期間が設けられています。(令和7年3月31日までは努力義務)
- ・支援プログラムの参考様式については、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」で示されていますのでご参照ください。

「令和6年度障害福祉サービス等酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要 |

令和6年度報酬改定

②事業所の支援プログラムの作成・公表(基準・報酬) 〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援〕

○ 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、運営基準において、事業所に対して、5領域とのつながりを明確化した事業所 全体の支援内容を示すプログラム(支援プログラム)の作成・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、1年 の経過措置期間を設ける。

運 営 基 準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)

【新設】

- ○指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達 支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。(第26条の2・新設)
- ※1年の経過措置期間を設ける(令和7年3月31日までは努力義務)
- ※第71条、第71条の14により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業についても準用

単位数 (新旧)

【現行】



【改定後】

支援プログラム未公表減算 所定単位数の85%を算定

※ 児童発達支援に義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合 (令和7年4月1日から適用)

ボーイ ン ト 要・都道府県への基準適合の届出

- 本基準は、総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所に対し、5 領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・ 行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を 作成し、その公表を求めるもの
- 支援プログラムの作成・公表が行われていない事業所については、基本報酬について85%を算定(15%を減算)するもの
- 支援プログラムについては、事業所が提供する発達支援における基本的考え方や支援の内容、関係機関連携や家族支援、インクルージョンの取組等の事業所の支援の全体像と方針について整理し記載すること。事業所の従業者の意見も聞いて作成すること
- ※支援プログラムの参考様式について、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」でお示しする予定 (令和6年度早期に改定・発出予定)
- 公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、義務化・ 減算の施行は令和7年度からとなるが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努められたい

【参昭法令等】

運営基準:第26条、第27条(児発)、第71条(放デイ)、第71条の14(居宅訪問型児発)

報酬告示:第1の注3(4)7の4(児発)、第3の1の注4の(4)(放デイ)、第4の1の注3の(3)

自己評価等未公表減算

【対象】

保育所等訪問支援

※居宅訪問型児童発達支援については、対象外です。

【ポイント】

おおむね1年に1回以上、自己評価・保護者評価・訪問先評価を実施し、<u>評価・改善内容を保護者及び訪問先に示す</u>とともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければいけません。なお、従業者の評価を行った上で自己評価を実施すること。

【留意事項】

- ・令和7年4月1日から適用になります。
- ・評価の参考様式や実施手順については、「保育所等訪問支援ガイドライン」で示されていますのでご参照ください。

【補足説明】

児童発達支援、放課後等デイサービスでは令和6年度以前から減算項目がありました。ただし、令和6年度からは以下の①と②の<u>拡充</u>がありますのでご留意ください。

- ①自己評価は従業者による評価を受けた上で実施する
- ②評価及び改善内容を公表することに加え保護者にも示すこと
- ※評価の参考様式や実施手順については、「児童発達支援ガイドライン」、「放課後等デイサービスガイドライン」で示されていますのでご参照ください。

「令和6年度障害福祉サービス等酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要 |

令和6年度報酬改定

③自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入(保育所等訪問支援)

○ 効果的な支援を確保・促進する観点から、運営基準において、事業所に対して、自己評価、保護者評価及び訪問先評価の実施・公表を 求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、未実施減算については、1年の経過措置期間を設ける。

運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)

【新設】

- ○<u>指定保育所等訪問支援事業者は、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u>(第79条により準用される第26条第5項・新設)
- 〇指定保育所等訪問支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価(自己評価)を行うとともに、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価(保護者評価)及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価(訪問先施設評価)を受けて、その改善を図らなければならない。(同第6項・新設)
- 〇指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者及び訪問 先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。(同第7項・新設)

単位数 (新旧)

【現行】 なし



【改定後】

自己評価等未公表減算 所定単位数の85%を算定

※ 保育所等訪問支援に義務付けられている自己評価等の実施・公表が未実施の場合 (令和7年4月1日から適用)

ポイント

要・都道府県への基準適合の届出

- 本基準は、効果的な支援を確保・促進する観点から、指定保育所等訪問支援事業者に対して、自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施を求め、これらの実施に当たっては、指定保育所等訪問支援事業所の従業者による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価(保護者評価)、当該事業所が訪問する施設による評価(訪問先施設評価)を受けてその改善を図らなければならないこととしたもの
- また、指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価・保護者評価・訪問先施設評価の内容及びこれらの評価を受けて行う 改善の内容について、保護者・訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用等により公表しなければならないこととしたもの
- 自己評価等の実施・公表が行われていない事業所については、基本報酬について85%を算定(15%を減算)するもの
- 公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、減算の施行は令和 7 年度からとなる
- 自己評価・保護者評価・訪問先評価の参考様式や実施手順については「保育所等訪問支援ガイドライン」でお示しする予定(令和6年度早期に作成 ・発出予定)

【参照法令等】

運営基準:第79条により準用される第26条第5・6・7項 報酬告示:第5の1の注2(4)

「令和6年度障害福祉サービス等酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要 |

⑦自己評価・保護者評価の充実(基準) (児童発達支援、放課後等デイサービス)

○ 自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、運営基準等において、実施方法を明確化する。

運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省会第15号)

【見直し】

- ○指定児童発達支援事業者は、支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価(自己評価)を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価(保護者評価)を受けて、その改善を図らなければならない。(第26条第6項・見直し)
- 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。(同条第7項・見直し)
- ※第71条により、指定放課後等デイサービス事業についても準用

ポイント

- 自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で自己 評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価(保護者評価)を受けて、その改善を図らなければならないこと としたもの
- また、指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価と保護者評価の内容及びこれらの評価を受けて行う改善の内容 について、保護者に示すとともに、インターネットの利用等により公表しなければならないこととしたもの
- 自己評価・保護者評価の参考様式や実施手順については、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」 でお示ししているところ、これらガイドラインの改定とあわせて、改定してお示しする予定(令和6年度早期に改定・発出予定)

虐待防止措置未実施減算

【対象】

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

【ポイント】

以下に該当する場合に基本報酬を減算する。

- ①虐待防止委員会を定期的に(1年に1回以上)実施していない場合
 - ※法人単位での開催可。身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること可。テレビ 電話装置等を活用しての実施可。
- ②虐待の防止のための研修を定期的に(1年に1回以上)実施していない場合
- ③虐待防止(上記①②)を適切に実施するための担当者を配置していない場合

「令和6年度障害福祉サービス等酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要

令和6年度報酬改定

③虐待防止措置未実施減算【新設】(全サービス)※児者共通

令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。

単位数 (新旧)

【現行】

【改定後】

虐待防止措置未実施減算【新設】

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

ポイント

- 本減算は、運営基準で求められる虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合(以下に該当する場合)に基本報酬を減算するもの。
- ①虐待防止委員会を定期的に(1年に1回以上)開催していない場合
 - ※法人単位での開催可。身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること可。テレビ電話装置等を活用しての実施可。
- ②虐待の防止のための研修を定期的に(1年に1回以上)実施していない場合
- ③虐待防止措置(上記①②)を適切に実施するための担当者を配置していない場合
- 基準を満たしていない状況が確認された場合には、都道府県に対して、速やかに改善計画を提出し、3月後に改善計画に基づく改善状況の報告を行うことを求める
- 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は1%。事実が生じた日の翌月から改善が認められた月までの間について減算 ※「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである

【参照法令等】

報酬告示(通所):別表第1の1の注5の2(児発)、別表第3の1の注6の2(放デイ)、別表第4の1の注6(居宅訪問型児発)、別表第5の1の注5(保育所等訪問)等

報酬告示(入所):別表第1の1の注3の2(福祉型)、別表第2の1の注3の2(医療型)

身体拘束廃止未実施減算

【対象】

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

【補足説明】

令和6年度以前から減算項目としてありましたが、減算の割合が変更しました。

【変更内容】

変更前:1日につき5単位を所定単位数から減算する。

変更後:所定単位数の1%を減算する。

「令和 6 年度障害福祉サービス等酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要 |

令和6年度報酬改定

④身体拘束廃止未実施減算【見直し】〔障害児通所支援、訪問支援、入所施設〕※児者共通

○ 施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。 また、訪問・通所系サービスについて、減算額を見直す。

単位数(新旧)

【現行】

身体拘束廃止未実施減算 基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を 所定単位数から減算する。



【改定後】

身体拘束廃止未実施減算

(障害児入所施設) 基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。 (児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援) 基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

ポイント

- 本減算は、運営基準で求められる身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合(以下に該当する場合)に、基本報酬を減算するもの。
 - ①身体拘束等を行う場合であって、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の事項を記録していない場合 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない
 - ②身体拘束適正化検討委員を定期的に(1年に1回以上)開催していない場合 ※法人単位での開催可。虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること可。テレビ電話装置等を活用しての実施可。
 - ③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
 - ④身体拘束等の適正化のための研修を定期的に(1年に1回以上)実施していない場合
- 基準を満たしていない状況が確認された場合には、都道府県等に対して、速やかに改善計画を提出し、3月後に改善計画に基づく改善状況の報告を 行うことを求める
- 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は10%又は1%。事実が生じた日の翌月から改善が認められた月までの間について減算 ※「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。

【参照法令等】

報酬告示(通所):別表第1の1の注5(児発)、別表第3の1の注6(放デイ)、別表第4の1の注5(居宅訪問型児発)、別表第5の1の注4(保育所等訪問)等 報酬告示(入所):別表第1の1の注3(福祉型)、別表第2の1の注3(医療型)

84

業務継続計画未策定減算(再掲)

【対象】

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

【ポイント】

感染症又は非常災害の<u>いずれか又は両方の業務継続計画が未策定</u>及び当該業務継続計画に 従い必要な措置を講じていない場合、基本報酬を減算します。

【留意事項】

令和7年3月31日までの間は、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算は適用されません。ただし、<u>保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援</u>については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間は、減算は適用されません。

「令和6年度障害福祉サービス等酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要

(再揭)

令和6年度報酬改定

⑧業務継続計画未策定減算【新設】〔全サービス〕※児者共通

O 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。 その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

単位数 (新旧)

【現行】 なし



【改定後】

業務継続計画未策定減算【新設】

以下の基準に適応していない場合、所定単位数を減算する。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時 の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。ただし、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

(減算単位) 所定単位数の3%を減算(対象サービス:障害児入所施設)

所定単位数の1%を減算(対象サービス:児童発達支援、放課後等デイサービス、

居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、隨害児相談支援)

ポイント

- 本減算は、運営基準で求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、基本報酬を減算するもの
- 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は所定のものとする
- 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、令和7年3月31日までの間は減算は適用されない。また、児童発達支援 、放課後等デイサービス、障害児入所施設については、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の両 方の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間は減算は適用されない

【参照法令等】

報酬告示(通所):別表第1の1の注6(児発)、別表第3の1の注6の3(放デイ)、別表第4の1の注7(居宅訪問型児発)、

別表第5の1の注5の2(保育所等訪問)等

報酬告示(入所):別表第1の1の注3の3(福祉型)、別表第2の1の注3の3(医療型)

情報公表未報告減算

【対象】

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

【ポイント】

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、支援の提供を開始しようとするとき、支援の内容及び事業者・施設の運営状況に関する情報を、WAMNETの「障害福祉サービス等事業所情報検索システム」を通じて公表をすること。

「令和6年度障害福祉サービス等酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要」

令和6年度報酬改定

⑨情報公表未報告減算【新設】(全サービス)※児者共通

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム 上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告が されていることを確認することとする。

単位数 (新旧)

要・都道府県への基準適合の届出

【現行】



【改定後】

情報公表未報告減算【新設】

- ※児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。
- ・所定単位数の10%を減算(対象サービス:障害児入所施設)
- ・所定単位数の5%を減算(対象サービス:障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)

施行規則

※児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

【新報》

- ○<u>都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から児童福祉法第33条の18の規定に基</u>づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。
- ※第18条の27・28 (児発) 、第18条の29 (放デイ) 、第18条の29の2 (居宅訪問型児発) 、第18条の30 (保育所等訪問支援) 、第25条の21 (障害児入所施設) 、第25条の26の6 (障害児相談支援)

ポイント

- 児童福祉法第33条の18においては、①事業者は、支援の提供を開始しようとするとき、支援の内容及び事業者・施設の運営状況に関する情報を都 道府県知事に報告すること、②都道府県知事等は、当該報告の内容を公表することを求めている (障害福祉サービス等情報公表制度。WAMNETの障害福祉サービス等事業所情報検索システムを通じて報告・公表)
- 本減算は、事業者が当該報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、基本報酬について所定単位数から減算するもの
- 本基準は、都道府県知事等が、指定更新申請時に、事業者が当該報告を行っていることを確認することとするもの。

【参照法令等】

報酬告示(通所):別表第1の1の注6の2(児発)、別表第3の1の注6の4(放デイ)、別表第4の1の注8(居宅訪問型児発)、別表第5の1の注6(保育所等訪問)等 報酬告示(入所):別表第1の1の注3の4(福祉型)、別表第2の1の注3の4(医療型)

89